

令和8年 富士見町 規則

第 11 号

富士見町組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月25日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町組織規則の一部を改正する規則

富士見町組織規則(昭和39年富士見町規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条中「おき、各係の事務分掌はそれぞれの各号に掲げるとおりとする」を「置く」に改め、同条に次の表を加える。

課名	係名
総務課	庶務人事係 まちづくり推進係 広報情報係 管財係 防災・危機管理係
企画財政課	企画統計係 DX推進係 財政係
住民税務課	住民係 町民税係 資産税係 収納係
保健福祉課	国保年金係 社会福祉係 介護高齢者係 保健予防係
産業課	農政係 営農推進係 農林保全係 商工観光係
建設課	建設係 都市計画係 環境係
消防課	消防係

第3条に次の1項を加える。

2 前項に規定する係の所掌事務は、次のとおりとする。

課名	係名	所掌事務
総務課	庶務人事係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例、規則等の制定改廃に関する事。</li> <li>2 議会の招集、議案作成提出に関する事。</li> <li>3 庁議に関する事。</li> <li>4 表彰式典、秘書及び渉外に関する事。</li> <li>5 行政手続法に関する事。</li> <li>6 固定資産評価審査委員会に関する事。</li> <li>7 訴訟及び和解に関する事。</li> <li>8 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。</li> <li>9 職員の任免、分限、懲戒及び服務に関する事。</li> </ol>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>10 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関すること。</li> <li>11 職員の健康保険等、社会保険に関すること。</li> <li>12 職員の退職手当に関すること。</li> <li>13 職員の人事考課に関すること。</li> <li>14 他の課等に属さないこと。</li> </ul>
まちづくり推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 集落の自治機能維持支援に関すること。</li> <li>2 協働のまちづくりに関すること。</li> <li>3 移住・定住促進に向けた総合調整に関すること。</li> <li>4 移住・定住の総合窓口(ウツリスムステーション)の運営に関すること。</li> <li>5 テレワークの推進(富士見森のオフィス・森のオフィスLiving)に関すること。</li> </ul>
広報情報係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 広報媒体による情報発信及び運用に関すること。</li> <li>2 ブランディングに関すること。</li> <li>3 広聴に関すること。</li> <li>4 文書の收受、査閲、配布、発送に関すること。</li> <li>5 完結文書の保管、管理、廃棄に関すること。</li> <li>6 法規集、庁内図書等の保管に関すること。</li> <li>7 公印の保管に関すること。</li> <li>8 郵便料の受払に関すること。</li> <li>9 情報公開に関すること。</li> <li>10 個人情報保護に関すること。</li> <li>11 有線放送の運営管理に関すること。</li> <li>12 地域情報化に関すること。</li> <li>13 業務のデジタル化及び情報システムに関すること。</li> <li>14 情報センタとの連絡調整に関すること。</li> <li>15 行政不服審査法の審査請求に関すること。</li> </ul>
管財係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 庁用の車両管理運営に関すること。</li> <li>2 町有財産の取得管理、処分に関すること。</li> <li>3 町有物件の災害保険に関すること。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 町有建物の営繕に関する事。</li> <li>5 財産台帳の整備に関する事。</li> <li>6 登記に関する事。</li> <li>7 庁舎管理に関する事。</li> <li>8 内部環境管理計画等に関する事。</li> <li>9 住居表示に関する事。</li> <li>10 財産区に関する事。</li> <li>11 物品の出納に関する事。</li> <li>12 交通共済に関する事。</li> </ul>
	防災・危機管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 防災会議に関する事。</li> <li>2 地域防災計画等に関する事。</li> <li>3 災害対策本部(公助)に関する事。</li> <li>4 防災意識(自助)の普及に関する事。</li> <li>5 防災行政無線等に関する事。</li> <li>6 自主防災組織等(共助)に関する事。</li> <li>7 安全のまちづくりに関する事。</li> <li>8 災害対応・危機管理に関する事。</li> </ul>
企画財政課	企画統計係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 重要施策の企画調整に関する事。</li> <li>2 総合計画に関する事。</li> <li>3 公共施設等総合管理計画に関する事。</li> <li>4 総合戦略に関する事。</li> <li>5 行政改革に関する事。</li> <li>6 広域行政に関する事。</li> <li>7 姉妹町・友好都市に関する事。</li> <li>8 統計に関する事。</li> <li>9 開発調整に関する事。</li> <li>10 土地利用対策に関する事。</li> <li>11 ふるさとみらい寄附金に関する事。</li> <li>12 指定管理者制度に関する事。</li> <li>13 地域公共交通に関する事。</li> <li>14 その他企画調整に関する事。</li> </ul>

	DX推進係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に関すること。</li> <li>2 フロントヤード改革の推進に関すること。</li> </ol>
	財政係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予算の編成、配当及び執行管理に関すること。</li> <li>2 財政改革に関すること。</li> <li>3 地方交付税に関すること。</li> <li>4 町債及び一時借入金に関すること。</li> <li>5 入札、契約及び随時の検査に関すること。</li> <li>6 物品の購入、検収出納に関すること。</li> <li>7 財政資料の調査、整理及び報告に関すること。</li> <li>8 財政事情の公表に関すること。</li> </ol>
住民税務課	住民係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 来庁者の受付案内、住民サービスに関すること。</li> <li>2 戸籍に関すること。</li> <li>3 住民基本台帳に関すること。</li> <li>4 個人番号の指定及び個人番号カード等の交付に関すること。</li> <li>5 公的個人認証に関すること。</li> <li>6 人口動態、調査報告に関すること。</li> <li>7 埋火葬許可に関すること。</li> <li>8 中長期在留関連事務に関すること。</li> <li>9 自衛官募集に関すること。</li> <li>10 印鑑登録に関すること。</li> <li>11 諸証明、閲覧に関すること。</li> <li>12 犯罪人名簿、身分に関すること。</li> <li>13 選挙人名簿に関すること。</li> <li>14 自動車の臨時運行許可に関すること。</li> <li>15 消費生活に関すること。</li> <li>16 相続税法第58条に関すること。</li> <li>17 行政相談に関すること。</li> <li>18 法律相談に関すること。</li> <li>19 その他の窓口事務全般に関すること。</li> </ol>

	町民税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町民税の賦課・徴収に関すること。</li> <li>2 町民税に係る納税義務者及び課税資料の調査収集に関すること。</li> <li>3 町民税に係る課税台帳及び課税資料の整備保管に関すること。</li> <li>4 町民税に係る統計諸報告に関すること。</li> <li>5 所得証明及び税証明等に関すること。</li> <li>6 租税教育に関すること。</li> </ol>
	資産税係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 固定資産税及び特別土地保有税(以下「固定資産税等」という。)の賦課・徴収に関すること。</li> <li>2 固定資産税等に係る納税義務者及び課税資料の調査収集に関すること。</li> <li>3 固定資産税等に係る課税台帳及び課税資料の整備保管に関すること。</li> <li>4 固定資産税等に係る統計諸報告に関すること。</li> <li>5 固定資産税に係る課税台帳及び地籍図の閲覧に関すること。</li> </ol>
	収納係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 軽自動車税、町たばこ税、鉱産税及び入湯税(以下「諸税」という。)の賦課徴収に関すること。</li> <li>2 町の徴収金に関すること。</li> <li>3 滞納処分に関すること。</li> <li>4 諸税及び収納に係る統計諸報告に関すること。</li> </ol>
保健福祉課	国保年金係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民健康保険に関すること。</li> <li>2 高齢者の医療の確保に関すること。</li> <li>3 国民健康保険料及び長寿医療制度(後期高齢者医療制度)保険料(以下「国民健康保険料等」という。)の賦課・徴収に関すること。</li> <li>4 国民健康保険料等に係る納税義務者及び課税資料の調査収集に関すること。</li> <li>5 国民健康保険料等に係る課税台帳及び課税資料の整備保管に関すること。</li> </ol>

	<p>6 国民健康保険料等に係る統計諸報告に関すること。</p> <p>7 国民年金に関すること。</p>
社会福祉係	<p>1 生活保護に関すること。</p> <p>2 障がい福祉に関すること。</p> <p>3 戦傷病者戦没者遺族等援護及び軍人恩給等に関すること。</p> <p>4 未帰還者、引揚者に関すること。</p> <p>5 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。</p> <p>6 地域活動支援センターに関すること。</p> <p>7 地域共生センターに関すること。</p> <p>8 成年後見支援センターに関すること。</p> <p>9 民生委員に関すること。</p> <p>10 福祉医療に関すること。</p> <p>11 日本赤十字に関すること。</p> <p>12 その他社会福祉全般に関すること。</p>
介護高齢者係	<p>1 老人福祉センターに関すること。</p> <p>2 福祉センターに関すること。</p> <p>3 おたっしや生きがい生活支援に関すること。</p> <p>4 その他高齢者福祉全般に関すること。</p> <p>5 介護保険被保険者の資格管理に関すること。</p> <p>6 要介護、要支援認定に関すること。</p> <p>7 諏訪広域連合との連絡調整に関すること。</p> <p>8 その他介護保険に関すること。</p> <p>9 人権擁護に関すること。</p>
保健予防係	<p>1 健康増進に関すること。</p> <p>2 国民健康保険の保健事業(特定健康診査、特定保健指導等)に関すること。</p> <p>3 後期高齢者医療の保健事業(健康診査、保健指導等)に関すること。</p> <p>4 血液に関すること。</p> <p>5 母子保健に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 歯科保健に関する事。</li> <li>7 保健センターに関する事。</li> <li>8 栄養改善に関する事。</li> <li>9 食育の推進に関する事。</li> <li>10 感染症予防に関する事。</li> <li>11 予防接種に関する事。</li> <li>12 精神保健に関する事。</li> <li>13 食品衛生に関する事。</li> <li>14 こども家庭センターに関する事。</li> <li>15 保健師業務の統括及び調整に関する事。</li> <li>16 その他保健予防に関する事。</li> </ul>
産業課	農政係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業振興に関する事。</li> <li>2 農業振興地域に関する事。</li> <li>3 農地の維持に関する事。</li> </ul>
	営農推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 営農の推進に関する事。</li> <li>2 経営合理化に関する事。</li> <li>3 営農融資あつせんに関する事。</li> <li>4 農業近代化に関する事。</li> <li>5 農業構造改善事業に関する事。</li> <li>6 農業技術の改良、普及に関する事。</li> <li>7 米穀類に関する事。</li> </ul>
	農林保全係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 林業振興に関する事。</li> <li>2 林業技術の改良、普及に関する事。</li> <li>3 町有林の経営に関する事。</li> <li>4 火入れに関する事。</li> <li>5 有害鳥獣の駆除に関する事。</li> <li>6 鳥獣の保護に関する事。</li> <li>7 家畜振興に関する事。</li> <li>8 家畜衛生に関する事。</li> <li>9 農業関係団体との連絡提携に関する事。</li> <li>10 活性化施設に関する事。</li> </ul>

	商工観光係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 観光資源の保全に関する事。</li> <li>2 観光施設の管理運営に関する事。</li> <li>3 観光宣伝に関する事。</li> <li>4 商工業の振興に関する事。</li> <li>5 中小企業等の育成指導に関する事。</li> <li>6 企業誘致に関する事。</li> <li>7 企業の金融あっせんに関する事。</li> <li>8 計量器に関する事。</li> <li>9 労政に関する事。</li> <li>10 商工会に関する事。</li> <li>11 その他商工業、観光に関する事。</li> </ol>
建設課	建設係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋梁、河川等の新設、改良、維持管理に関する事。</li> <li>2 治水、砂防に関する事。</li> <li>3 公共土木施設の災害復旧に関する事。</li> <li>4 建設工事の測量、設計、監督に関する事。</li> <li>5 土地改良事業に関する事。</li> <li>6 農道、農業用排水施設の整備に関する事。</li> <li>7 農地、農業用施設の災害復旧に関する事。</li> <li>8 林道・作業道の新設・改良・維持管理に関する事。</li> <li>9 治山に関する事。</li> <li>10 保安林に関する事。</li> <li>11 林業用施設の災害復旧に関する事。</li> <li>12 道路台帳に関する事。</li> <li>13 その他の建設事業に関する事。</li> </ol>
	都市計画係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、河川の許認可に関する事。</li> <li>2 公共物管理条例に関する事。</li> <li>3 交通安全に関する事。</li> <li>4 国土調査に関する事。</li> <li>5 都市計画の調査計画に関する事。</li> <li>6 都市計画関連事業に関する事。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>7 土地区画整理事業に関する事。</li> <li>8 建築確認申請に関する事。</li> <li>9 開発行為に関する事。</li> <li>10 住宅建設指導に関する事。</li> <li>11 屋外広告・景観に関する事。</li> <li>12 特定空家等の対策に関する事。</li> <li>13 都市公園の管理に関する事。</li> </ul>
	環境係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 公害対策に関する事。</li> <li>2 環境美化に関する事。</li> <li>3 一般廃棄物処理に関する事。</li> <li>4 リサイクル推進に関する事。</li> <li>5 環境衛生に関する事。</li> <li>6 畜犬登録、狂犬病予防等に関する事。</li> <li>7 病害虫等の駆除に関する事。</li> <li>8 墓地、化製場等の許認可に関する事。</li> <li>9 丸山墓地公園の管理運営に関する事。</li> <li>10 浄化槽に関する事。</li> <li>11 地球温暖化対策に関する事。</li> <li>12 自然環境の保全に関する事。</li> <li>13 南諏衛生施設組合に関する事。</li> <li>14 諏訪南行政事務組合に関する事。</li> </ul>
消防課	消防係	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 消防団に関する事。</li> <li>2 消防水利施設及び設備に関する事。</li> <li>3 危険物安全協会の指導育成に関する事。</li> <li>4 その他消防に関する事。</li> </ul>

第7条の表中「住民福祉課」を「保健福祉課」に改める。

第12条の表中「財務課」を「住民税務課」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。